

平成 21 年 1 2 月 2 5 日要領第 6 号

独立行政法人国立病院機構契約監視委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 2 5 日総務大臣決定。以下「総務大臣決定」という。）に基づき、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）において公正性・透明性を確保した合理的な調達の促進のため、契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

- 第 2 条 委員会は、監事及び外部有識者で構成する。
- 2 外部有識者は、厚生労働大臣の了解を得た者とする。
 - 3 委員は理事長が指名する。
 - 4 委員の任期は、理事長が指名した日から当該指定の日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委任の任期は、前任者の残任任期とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。

(開催)

- 第 3 条 委員会は、監事が招集し、その議事を整理する。
- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会が開催できない場合には、委員への書類の回議をもって、委員会に代えることができる。
 - 3 委員会の議事概要については、委員会の終了後速やかに、公表する。

(審議案件及び審議事項)

- 第 4 条 委員会においては、次の各号に掲げる事項を審議する。
- 一 競争性のない随意契約（独立行政法人国立病院機構会計規程（平成 16 年規程第 34 号）第 52 条第 5 項の規定により随意契約によることができる場合を除く。）における随意契約事由の妥当性（機構の支払いを伴

- う契約（以下「支払契約」という。）に限る。）
- 二 一般競争入札等の契約において、入札の結果、一者応札・一者応募となったもの（次号に定める契約を除く。）について、契約の競争性を確保するための改善方策の妥当性（支払契約に限る。）
- 三 前回と同一の一般競争入札等の契約において、入札の結果、連続して一者応札・一者応募となったものにおける改善状況のフォローアップ（支払契約に限る。）
- 四 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（平成16年細則第6号）第12条の2第2項の規定により経理責任者が再委託の承認を行う場合において、委託契約金額の総額に占める再委託契約金額の割合が2分の1以上となることが見込まれる場合の妥当性
- 五 総務大臣決定に定める調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検
- 六 その他委員会が審議を要すると認めた契約及びこれに関連する事項

（委員の除斥）

第5条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（秘密を守る義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第7条 委員会の庶務は、本部内部統制・監査部において行う。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成21年12月25日から施行する。

附 則（平成22年要領第4号）

（施行期日）

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成 27 年要領第 12 号）

（施行期日）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年要領第 6 号）

（施行期日）

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。